

フラットプラスローンをお申込みの方は以下の内容をご確認ください

住宅ローンの金利変動リスク及び債権譲渡に関する確認書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

1. 住宅ローンの金利変動リスクに関する確認

私(連帯債務の場合は、連帯債務者を含みます。以下同じ)は、私が借入れを予定しているフラットプラスローン(以下「住宅ローン」という。)について、以下(1)から(4)の内容について確認し、市場金利の動向により借入利率は上昇・下降し、それに伴い返済額が増減するリスクがあることを確認しました。

(1) 住宅ローンの借入利率の決定について

- 借入利率は、借入時における株式会社カシワバラ・アシスト(以下「債権者」といいます。)の基準利率(以下「基準利率」といいます。)に年1.425%(本申込用紙作成日現在)加算した利率とします。債権者所定の基準利率とは、債権者が基準として定めた銀行(三菱UFJ銀行)における短期プライムレートとします。
- 金融情勢の変化その他の理由により基準利率が廃止された場合には、基準利率を一般に行われる程度のものに変更するものとし、変更後、初回における前回との比較は債権者が相当と認める方法によるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知します。

(2) 住宅ローンの借入利率の変更について

- 毎年4月1日と10月1日(以下「基準日」といいます。)に、その日の基準利率と前回基準日の基準利率(借入後最初に到来する基準日については、当初借入利率となる借入日の日の基準利率)とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率を引下げ又は引上げます。
- ①により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は基準日が4月1日の場合は同年6月、10月1日の場合は同年12月のそれぞれ約定返済日の翌日とします。6か月毎増額返済がある場合も同様とします。ただし、初回の借入利率変更は、借入日から6か月を経過した後に到来する6月又は12月のそれぞれ約定返済日の翌日とします。

(3) 住宅ローンの返済額の変更について

- 借入利率の変更にもなう返済額の変更
今回申し込む住宅ローンの返済方法は、元利均等返済方式が適用され、借入利率の変更が行われた場合は、新利率・残存元金・残存期間等にもとづいて算出した新返済額を支払うものとします。
- 借入利率が変更される場合、債権者は変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、毎返済額(元金、利息の内訳)などを書面にて通知するものとします。

(4) お問い合わせ窓口

本件について、ご不明な点がございましたら、次の窓口までお問い合わせください。

(窓口)株式会社カシワバラ・アシスト 業務部

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス18階 TEL 03-5782-7923

2. 債権譲渡に関する確認

私は、私が借入を予定している住宅ローンについて、以下の(1)及び(2)の内容について確認しました。

- この住宅ローン債権が資金交付の後に証券化のため債権者が信託会社等に信託し、債権譲渡される場合があること。
- 債権譲渡後も、元金のご返済、各種届出、返済相談等の諸手続きに関しましては、債権者が信託会社等から委託を受け引続き債権者が行うこと。

以上